

審第1495号－1

答申第626号

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年11月10日付け松健福第1673号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第1169号

令和4年8月29日付けで審査請求人から提起された、令和4年6月22日付け松健福
第803号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年6月14日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「松戸保健所が所有する行方不明の両親に関する全ての情報（相談記録）又、現在の居場所がわかるかも知れない情報及び相談記録」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、令和4年6月22日付け松健福第803号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年8月29日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示しない理由欄にある「千葉県情報公開条例第11条該当 本件開示請求は、個人を挙げてしているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の個人を識別することができる情報（条例第8条第2号）を開示することとなるため。」の削除。

2 審査請求の理由

個人は行方不明のため千葉県情報公開条例第8条第2号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると思慮するため。

3 反論書

審査請求人が令和5年4月13日付けの反論書において主張した内容は、以下のとおりである。

松戸保健所及び熊谷俊人千葉県知事（以下「知事」という。）の判断は不当であると主張する。

私の両親は2020年5月から行方不明になった。2023年4月13日の現在までそれは継続している。つまり行方不明になり既におよそ3年経過している。

知事による弁明書は開示しない理由を明確にせずただ法的根拠のみにおいて開示しなくてもよいことを示しているに過ぎないと思料する。

そもそも常識的かつ一般的に考えて、家族間において行方不明である方が個人の生命や財産や健康を守る状況などあるとは思えない。もしあるというなら今回の件について具体的に説明をしていただきたい。それに対してなら私も具体的な反論が可能である。

もしくは知事は個人の家族が行方不明者（つまり個人の家族）を探すことを違反行為と考えているのか。また行方不明者の捜索に関して、誰に対しても千葉県行政は非協力的なのか。もしそうでなければ差別に当たると考えられる。

何故2020年5月から行方不明の両親の居場所がわかるかも知れない情報について、非開示にすることをそれほど強く主張するのか、具体的な理由を説明してほしい。

今回の知事の弁明書は具体的な説明に乏しくとても弁明とは言えないと思われる。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した、本件決定に対する審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

本件請求に係る行政文書の存否を答えることは本件審査請求人の両親が行方不明

であることの事実の有無及び松戸健康福祉センターが当該両親に関する情報を保有しているか否かを明らかとすることとなり、条例第8条第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当する情報を開示することになるため、条例第11条に該当する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、例えば、行政文書が存在しない場合には不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになるおそれがあるため、常に存否を明らかにしないで拒否する必要がある。

3 弁明の内容

審査請求人は、上記第3 1のとおり「開示しない理由欄」に記載された文言の削除を求めている。

しかしながら、本件請求にかかる審査請求人の両親とは、特定の個人である。

松戸健康福祉センターが個人情報収集するのは、調査等により能動的に収集する場合、又は法令等に基づく届出、申請、申告、申込及び相談等により受動的に当該個人本人又は医療機関等本人以外から収集する場合のみであり、それ以外では収集されないことから、本件対象文書は、その事実があつて初めて作成されるものである。そのため、本件対象文書の存否を答えること自体が、当該存否情報を明らかにすることとなることから、条例第8条第2号により保護しようとする権利利益を侵害するものであり、条例第11条に該当するとして、文書の存否を答えることができないとしたものである。

また、審査請求人は請求の理由を上記第3 2のとおりとしているが、条例第8条第2号ロは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

これを本件決定で不開示とした部分について検討すると、当該部分を公にすることにより、具体的に人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ロに該当しない。

なお、条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めるものであることから、請求にかかる個人と開示請求人の関係等の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

実施機関は、上記第2 3のとおり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書の審査請求の趣旨において、本件決定通知書の「開示しない理由欄」に記載された文言の削除を求めているが、これは、審査請求の理由の記載等から、本件決定の取り消しを求める趣旨と解し、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

- (1) 条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

また、条例第8条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イからニまでのいずれかに該当する情報を除き、不開示情報と規定している。

- (2) 本件請求は、開示請求書の記載から、開示請求者の両親に関して松戸健康福祉センターが保有する全ての情報（相談記録）及び居場所がわかる情報（相談記録）に関する行政文書を求めていると解される。

そうすると、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、

開示請求者の両親に関する相談記録の有無及び実施機関が開示請求者の両親の居場所を把握しているか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

そして、当該事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、条例第8条第2号本文に該当する。

次に、条例第8条第2号ただし書該当性について検討する。

ア 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

本件存否情報は、同号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

イ 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

条例第8条第2号ただし書ロは、個人情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならない旨の規定である。

一方、条例第11条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合に適用される条項であり、本来、同条が適用される場合において、条例第8条第2号ただし書ロの適用は考慮されないものである。

しかしながら、本件において、審査請求人は、上記第3 2及び3のとおり、審査請求人の両親は行方不明であり、同号ただし書ロに該当するという趣旨の主張をしている。

当審査会は、当該主張を、同号ただし書ロに相当するような事情を考慮し、その上で、条例第11条を適用するか否かを検討し直すよう求める趣旨であると解釈した。

そこで、念のため、当審査会において、当該主張に対し、条例第11条を適用するに当たり、条例第8条第2号ただし書ロにおいて考慮される事情と同様の特別に考慮する事情があるかどうかを検討することとし、調査を実施した。

しかし、当該調査に対し、審査請求人から回答が得られなかったため、本件においては、審査請求人が主張する同号ただし書ロに相当する事情があるとは確認

できなかった。

よって、本件存否情報が同号ただし書ロに該当するとの審査請求人の主張は認められない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ハ及びニ該当性について

本件存否情報が同号ただし書ハ及びニに該当しないことは明らかである。

(4) 以上のことから、実施機関が条例第11条を適用して、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月11日	諮問書の受付
令和 7年 1月24日	審議
令和 7年 2月26日	審議
令和 7年 4月23日	審議
令和 7年 5月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)